

# 女性の自己決定とエンタイトルメント概念

高原 幸子

## ＜キーワード＞

自己決定、自己定義、経験、言説実践、社会的行為、権力、エージェンシー、エンタイトルメント

## ＜要旨＞

本稿は、女性が被る数々の被害や困難な状況を、自己決定という領域を思考することで乗り越える手立てを見出すことを目的としている。女性の選択や行為に関する思考体系が、強制か自己責任に追い込んでいくやり方しかない現況のなかにおいて、そこに女性が自己の選択や行為を支えられる権利をどのように思考していくか、という点を深めた。

それは、行為や認識の隅から隅まで取り巻くジェンダー秩序のもとで、文化的に理解可能となる言説実践における社会的行為を、『達成する自由』という観点を組み入れることでその秩序を少しづつでも打開していく可能性を考えることである。

それが、本稿の中心的概念であるエンタイトルメントで言わんとしているところである。更に、既存の経済合理性のもとで社会的行為をする、という人間を乗り越えて、自由にものを考え、行為し、認識するエージェンシーの側面を強調することで、理想郷としての生きた関係の表象になってしまふのではなく、社会的变化や変動を望める行為主体としての女性を思考した。その混ざり合い、動的に行為する領域こそ、確かな自由を掴み取ることが可能となる場であろう。

### 1. はじめに

ドメスティック・バイオレンスに対応するグループのボランティアとして、ある女性について生活保護を受けたい旨を告げに役所へ赴いた時がある。彼女は、元夫からも、また新しい恋人の男性からも暴力を受けていた。そこで、その男性達にわからない場所で新たに生活を始めようと引越しをしてきたのだった。彼女には幼い子どももあり、その保育と自分自身の職探しで不安になっており、貯金も生活費等で底をついていた。しかし、役所は、「まず自助努力をするように」という旨を告げ、「それでも無理であったらもう一度来るよう」、とした。更に、多くの母子家庭の人達が

大変な状況のなかで頑張っているのだから、あなただけではない、とも告げた。

役所の対応としては当然のことであろう。しかし、ここでは、彼女の過去と未来、子どもの過去と未来を含めての生の有り様にとって、法や制度の裏に潜む思想性、つまり生活保護という「福祉制度」にある〈自助努力〉の側面を問題化せざるを得ない。〈自助努力〉とは、ある施しを与えることに必ず伴う側面であろう。女性の側についていた私たちグループも、必死になり、「彼女は仕事をしないと言っているわけではない。仕事をしようと努力する意思があるのだから、将来の不安を取り除くような対応をすべきだ」ということを

指摘していた。福祉を施す相手となると、まず一律に自助努力のできる像を投影する。この、一律に、という点が重要になってくるのだが、やはり金銭の付与には、いくつかの基準が設けられており、その基準に合うような像に一致させていく言説空間が存在する。

その基準とは、往々にして社会的更正を目指す論理と一致する。普通の世帯像、家族像に外れた人たちを扱う制度は、社会の「犠牲者」像と、〈自助努力〉をすべき人間像の両面から人を囲い込んでいく。

本稿において議論しようとしている女性の自己決定という観点は、この社会の「犠牲者」像と〈自助努力〉の対象であるという非常に両義性をもつ点に、新たな理論的展望を見出そうとするものである。当該女性の今までに選択してきた、決定してきたことによって被った様々な困難や障害を、その時点で過去に遡って判断し、その選択や決定が悪かったのだ、と責められようか。又、自分で選択したことだから、自己責任を取るべきだ、と突き放せることであろうか。残念ながら、こういったケースにおいては、多くの人間がこのような言説を安易に口にしてしまう思考体系で生きている。つまり、その時点で過去に遡り、選択した自己像が浮かび上がってくるのである。

また、違うケースをも考えてみたい。様々な理由によって日本に働きに来た外国人女性が、劣悪な労働条件と強制売春のもとで切羽つまって殺人を犯した場合、その彼女を罪に問うことには終始してよいのであろうか。圧倒的な経済格差のなかで欲望をかき立てられ渡日し、その上多くのしがらみや人間関係の連鎖があり、そのなかで意図せざる選択をしてきた過程もあるであろう。むしろ、自分で決定することができない大きな力に巻き込まれてしまっていた、という表現のほうが彼女の状況を良く表しているだろう。

こうした状況にある女性を巻き込んでいる社会構造を問うことも勿論必要であろうが、ここでは、女性の「自己決定」という観点が、彼女等の最低限の生存<sup>1</sup>を保障し、保護するものであることによって現状維持に介入していく起点を探ろうとしている。

ここで言う「自己決定」とは、不可侵で自律した抽象概念である「自己」という主体が現状を認識し、多様な選択肢のなかから決断をしていく、という像を想定してはいない。むしろ、こうした女性が意思や意図を持って選択する、という紋切り型の「自己決定」の像をこそ問い合わせていこうとしている。ゆえに、本稿

では、「女性」というカテゴリーも、更には「意識」「無意識」として表されるものをも疑問視する。近年、バトラーによって理論的喚起を促された、女やジェンダー、セックスというカテゴリーの自明性を疑う、行為体（エージェンシー）という新しい主体概念の導入は、この「自己決定」という領域をも大きく変化させようとしている。「自己」という概念につきまとっている静態的な人間主義が持つ一律の犠牲者像と自助努力の促進には還元されない、重層的で動態的な人間の有り様がここからは望まれる。

更にまた第三世界の開発状況のなかで、貧困から、もしくは経済発展に飲み込まれて性産業に従事してしまう女性たちを、観念的な「自己決定」という観点で考察しようとしたところで、圧倒的な現状の過酷さには太刀打ちはできない。このことに対しては、マクロ的な視点から構造を指摘し、それに付随するような、暴力を強制された女性たちといった表象がなされていってしまう。その時に、資本主義のグローバル化のなかで「弱者」というカテゴリーに押し込められていく女性たちの固定化に対し、第一世界や学知といった高みから言説介入することの困難は、バトラーの成し遂げている理論的介入によって新しい世界へと導かれていく可能性は考えられる。

常に浮かび上がってくる自己像と他者像の狭間においてそれぞれの固定化から身を剥がすようにする過程をエージェンシーと呼ぶことはできるであろう。

更に、フェミニズムの「個人的なことは政治的である」という標語は、紆余曲折を経ながらも、今なお色褪せないことばとして響いてくる。セクシャリティや生殖といった、女性がその性や身体のゆえに関与せざるを得ない問題系、また公的世界への女性の進出（仕事の領域）といった多様な問題系があるが、そのどちらもが女性個人が選択や決定をするという自立した個人像には還元できないが、それでも個であることの持つ繊細で力強い領域を失うことはできない。

グローバル化のなかでの圧倒的な非対称性によって成立し、強者の論理となる【普遍】は、囲い込まれる「弱者」に付与する施しと自助努力の強制によって成り立ち、その論理の枠内で生み出される「自己決定」は、他者からの強制か、「個人的なことは個人的である」という殻に閉じこもる。いずれにせよ、この【普遍】の論理の枠内に留まっていることに変わりはない。個であることは、竹村の言う〈わたし〉のように、時



間性のなかで生まれる政治と倫理が入り混じり、交渉を重ねるアリーナでもあるのだ。

「いやおうなく時間の推移のなかに置かれている〈わたし〉——いやもっと正確に言えば、時間性によってこそ再生産され、再確認されている〈わたし〉——は、まさに人と人のあいだの応答／責任（リスポンシビリティ）である「政治」と、自己のなかの応答／責任である「倫理」が交差対向的（カイアズマティック）に相互参照し、相互產出をおこなう場であり、手段であり、結果でもあると言えるだろう。」[竹村 2001 252 - 253]

「自己決定」は、この個が不斷に交渉、確執を繰り返し、時間性のなかで行為していこうとする過程に広がりを持たせていきたい。そして、それを権利とし、社会的介入をする契機を見出すことばとして、エンタイトルメントという概念を本稿においては検討していくこととする。

## 2. 自己決定をめぐって

フェミニズムをめぐる問い合わせのひとつとしての女性の「自己決定」に関し、本章は既に「自己決定」の解釈の場自体が「権力の場」となってしまう、という議論を導いている江原の理論を中心に論じることとする。江原は、川本が指摘するように、「ラディカル・フェミニズムを鍛え直す過程で、自己決定権よりもさらに切実な『自己定義権』——つまり『社会的に共有された経験を表現する語彙と、他者の表現を尊重する人々の相互行為形式において確保される社会成員としての権利』——をつかみだして」きた。[川本 1998 54]

江原は、まず女性自身の感情や自己認識の歪みに着目し、それが近代の合理的科学的認識方法や、権利や義務という概念を使用してなされる近代的・普遍主義的道徳に対する批判（フェミニズムの知識批判）の契機になっていた、という1960年代半ばのアメリカの第二波フェミニズムの流れに注目する。そこでは「女性の生活世界における経験に根差した問題」が主題や有意性であるような認識を求めることが重要であり、同時に近代性批判としての位置付けを意義として持つ。つまり、工業化と官僚制化という近代化の過程において、否定され抑圧され支配されてきた感情・情緒・具体性・地域性・個別性等の復権にこそ意義があるとい

う見解である。江原はL・グレノンの「近代—反近代」の図式、つまり「手段—表出」ジレンマを持ち出す。

「手段—表出」ジレンマとは、「仕事と家庭」「精神と身体」「理性と感情」「男と女」等の二項対立に表されるように、社会生活を公的領域と私的領域に分割し、自己存在を手段的自己と表出的自己に分割された個人が直面するジレンマである。男性は手段主義的パーソナリティを形成するよう、女性は表出主義的パーソナリティを形成するように社会化される。

しかし、この図式のなかで女性のみがフェミニズム運動を展開し、このジレンマに挑戦したのか、という点に関しては、女性が男性よりもより境界性を強く経験せざるをえない位置にあるからという。近代的生活は、手段的精神の支配によって特徴づけられ、表出性に位置付けられた女性に対しても支配を及ぼすが、その逆は言えないからである。[江原 2000 111 - 137]

以上のフェミニズムの近代性批判の観点は、ミースの「自己決定のジレンマ」の議論と重なり合う側面がある。

「啓蒙以来、為されてきた努力は、私達の知識の概念から、次のようなことを、つまり人間は女性から生まれ、そして死を迎えるをえないものであり、身体や感覚そして同情や反感といった感情や、さらには経験をもっていることを、そして最後には、地球や水、空気、植物、動物、そして他の人間といった環境との『生きた諸関係』の中にあるのだということを思い起こさせるものすべてを消し去ろうとするものであった」。

[ミース 1998 145 - 146]

更にミースは、自己決定が、単に生命（有機的世界、特殊な経験の日常世界）の循環の中に埋没した存在を超越することによって成り立っているとし、それをユートピアの表現として使うことに抵抗を示す。そして、その代わりに生きた関係の再創造を提倡しようとする。[ミース 1998 146 - 149]

ここにおいて問題となるのは、ミースのように生きた関係の再創造へと行き着く手前に、今一度女性の主觀性や感情や経験におけるジレンマや歪みに着目したい、という点である。

江原は、フェミニズムの近代性批判の含意を、近代主義に対立する反近代主義の賞揚として把握するのではなく、女性の【経験】が、社会科学的理性が約束し

ていた客觀性や公正性によっては評価されないばかりではなく、感情的、主觀的といったレッテルを貼られたことこそ問題である、としている。[江原 2000 144 - 145]

つまりは、女性の経験を表現することばがないこと、女性の経験とそれが社会的に表現される形態との間に裂け目があるからこそ、社会的語彙への権利として自己定義権を問題としたのである。フェミニズムが男性の政治言語の借用、つまりマルクス主義やリベラリズムの言語で議論している現実では、女性の【経験】は評価もされず、常に反近代の表象を身に引き受けなくてはならなくなる。

では、その【経験】の領域をどのように言語化していったらいいのであろうか。スコットは、【経験】というものが了解可能な認識枠組み（社会的カテゴリーなど）に当てはめられ、真正なる【経験】として表象されることを疑問視する。【経験】は、主体の歴史であり、その主体は、自由意志を持ち自律した個人としての統一された主体ではなく、言説によって構成され、与えられた状況を通じて造られるエージェンシーを持つものである。[スコット 1992 33 - 35]

【経験】の領域を形作る女性という主体こそ、言語によって社会的に構築されている。そこで、その言語のエコノミーを考察することによって、女性がどのように社会的介入ができるのか、ということが考えられよう。江原が述べる、「自己定義」の問題は、そのまま女性という主体の議論へと広がっていく。前出したドメスティック・バイオレンスに遭った女性は、自分自身の経験を社会的に表現しようとする際に、「生活保護」という福祉の認識枠組みに合致させるように自己の感情や認識を歪ませていくしかない。その時に、近代の合理的・科学的認識枠組みのもとににある「自己決定」ではなく、エージェンシーという言説のもとにある主体概念で把握することは、彼女の経験を固定化した表象にのみ委ねてしまう危険を回避することになるだろう。

### 3. 女性のエージェンシー

女性のエージェンシーを考察するにあたり、この訳語として行為者、行為体また、行為作用、行為媒体といったものが考えられる。社会理論や文学理論等によって意味合いが異なるのは必然的であろうが、ここではひとつの訳語だけに限定して考察を進めるこ

とよりも、思考のひろがりを試すためにもそのままで用いていくことにする。

センは、第三世界の開発と自由の考察のなかにおいて、女性のエージェンシーの側面に着目し、社会変化を望むことへつなげようとする。女性運動が女性の不平等の現状を「福祉」の側面にのみ限定するのではなく、エージェンシーの側面に光を当てていったことで女性が「福祉」向上の受身の受容者ではなく、社会変容や社会変化の活動的な担い手であり、ダイナミックな推進者となることを強調する。人を見る時は、経験と福祉（善き生）を持った実体として見るのは重要な認識だが、女性には、非常に限られた見方しかされない。そこで、エージェンシーという役割は、人を、健康か病気か、というだけではなく、ある行為をするかしないか、どの行為を選択するか、といった責任ある人間として認識するのだという。[セン 1999 189-190]

こうした行為、行動、活動をする人間に關し、センが意図するところのエージェンシーとの関わりをもう少し深めたい。

「ある個人としての『エージェンシーとしての達成』とは、その人が追求する理由があると考える目標や価値ならば、それがその人自身の福祉に直接結びついているかどうかに関わらず、それを実現していくことを言う。エージェントとしての個人は、自分自身の福祉のためだけに行動するとは限らない。そして、エージェンシーとしての達成とは、その人が考えている目標や価値の全体を成し遂げることをいう」[セン 1999 85]

こういったエージェンシーという見方は、従来からある経済合理性に適した行動、行為、つまりセンの言うところの「福祉」<sup>2</sup> の認識や評価や判断に関わり、その人の行為の自由度を表現していると言えよう。女性の経験が経済合理的な利害関係のみで表されるのではなく、多様な可能性を秘めた行為をする存在として考えられるのである。では、女性にとって、しかも自身の「福祉」にも関わってくる自己決定や選択の行為はどのように表されるのであろうか。

江原は「ジェンダー秩序」ということばを用いて女性の行為や行動、状況、心的現象等を描こうとする。そして、この「ジェンダー秩序」が社会において「性支配」を意味していると言う。この「性支配」を描く

従来の見方は、権力の概念化を個人と社会（集合体）という二元論に基づかせており、それ故に記述を阻んできた、と江原は言う。<sup>3</sup> ここにおいて何が問題となるか、というと、個人の側にあると思われる社会相互行為自体が制度的な「権力」をはらんでいることを十分に把握しえない点にある。つまり、個人の経験のみを独立させてそこに「権力」を発見しようとし、個人が「強制」を知覚した時のみに限定してしまうのである。従って、「権力」が従来ネガティブに定義されてきたのは、それが「強制」を核とする「個人主義的な概念化」であったことに密接に関係している。

江原が社会的行為に関し、注意深く述べるのは、それが他者からの一定の「行為権能」を「授權」されて初めて成し得る行為である点である。[江原 2001 384-385] これは、「権力行使」、つまり「自分が目的とする事態の達成に向けて、他者の実践を積極的に動員しようと実践すること」（権力行使実践）と「他者の実践を実際に動員できる」（権力行使の達成）によって説明される事柄である。社会的相互行為において「権力行使実践」は必ず双方向的になされるが、「権力行使の達成」は必ずしも双方向的ではない。この「権力行使の達成」は、度合いが著しく異なる場合がある。それが「支配」という社会関係である、と江原は言う。[江原 2001 382-383]

性別役割分業というジェンダー秩序においては、相互行為の水準における「性支配」を産出する。男女間の相互行為においては、「男」というカテゴリーを与えられた行為者は「女」というカテゴリーを与えられた行為者を「自分の目的とする事態の実現に向けて、動員できること」をかなり確実に、見込むことができるようになる。なにしろ「女」という性別カテゴリーは、「他者の必要や欲求を実現する活動」を行うことと、結び付けられているのであるから。しかも、そのような「女」の実践を、自らの社会的実践の積極的契機として利用したとしても、それは単に、「女」が「女」というカテゴリーに結びつけられた「活動」を行っているに過ぎないのだから、「男」はそのことに対して「感謝したり」「恩義を感じる」必要はないことになる。逆に「女」というカテゴリーを与えられた行為者は、「男」というカテゴリーを与えられた他者の社会的実践を自らの目的のために動員しようと見込めるかどうかは、不確実になる。またもしそうできた場合には、それは本来「男」というカテゴリーを与えられた行為者の

「活動」ではないのであるから、そのことに対して「感謝」したり「恩義」を感じたりしなければならなくなる。その非対称性があらゆる相互行為において成立するとすると、男女がなしうることに大きな相違を産出する。すなわち、「男」は、「女」によって自己の実践を手助けしてもらえることの確実性を根拠にして、女性よりも、より大きい社会的実践能力を持つことになるのである。[江原 2001 130-131]

「女」というカテゴリーに割り振られた「他者の必要や欲求を実現する活動」は、行為するのが当然のことであるので、それを「強制」という「知覚」や「意識」として表現することはあまりない。これが、権力の概念化を「個人」の経験という枠内に閉じ込めて思考する弊害として現れるのである。

一方、社会（集合体）、つまり社会構造に関しても、江原はギデンスとブルデューの議論から、「ジェンダーと性支配」の概念的関係を「構造」の次元のみではなく、構造と実践（社会的相互行為）との関わりから把握することによって描き出そうとした。「構造」は、実践や社会的行為と独立したものとしてではなく、それと密接不可分として把握でき、そのためには実践や社会的行為を、固有かつ独自のものとして把握するのではなく、ある程度規則的、あるいは持続的なものとして、把握しなければならない。つまり、多様な諸実践においてそれを生み出す持続的な共通の基盤（ハビトゥス<sup>4</sup> など）が存在することなどが言えねばならない。[江原 2001 78-79]

こうした【個人】と【社会（共同体）】に分裂させない権力構造の把握、という江原の描き出そうとする世界は、まさに本章のエージェンシーの思考を深める核となるものである。

バトラーも、ブルデューの〈ハビトゥス〉の概念が、アルチュセールのイデオロギーの概念を焼き直したものと解するとし、身体の位置、身振り、姿勢のとりかた、そして社会的現実性の構築に不可欠な経験にもとづく感覚を再構築する場としての身体の無意識的な「勘[知っていること]」などの強調に着目する。[バトラー 2000 101] これは、単に一連の規則に従って行動することではなく、行動する過程で規則を体现し、行動に体現された儀式においてそれらの規則を再生産するということなのである。この再生産を尊くのは、様々な規範の機械的な取り込みでも、自発的な取り込みでもなく、単なる反射や習慣による行動でも、

熟慮の末の具体的行動でもない。それが主体形成に先立つ限りにおいて、それはまだ意識にのぼっていないし、かといって無意識の衝動は機械的に引き起こされた作用でもない。儀式の概念が示唆するのは、それが遂行され、遂行を繰り返すことで信仰が生じ、その信仰が、続いて起こる行為の遂行に具象化されるということである。[バトラー 2000 92]

バトラーが行為体（エージェンシー）を用いながら主張することは、アイデンティティに関する認識論の思考方法そのものであり、言説の伝統である。

「言語は、そのなかに自己を注いだり、そこに自己の反映を見出したりする外部の媒体や道具などではない。マルクスやルカーチなど、さまざまな現代の解放主義の言説によって取り込まれてきたヘーゲルの自己認識のモデルは、言語をふくむ世界を客体と見なし、それと対峙する『わたし』と、その世界のなかのひとつの客体である『わたし』の中間地点に、『わたし』の潜在的な適切性を指定しようとする。だが西洋の認識論の伝統のなかに存在する主体／客体の二分法は、その認識論が解決しようとするアイデンティティの問題系を、まさに条件づけているものなのである」。[バトラー 1999 252 - 253]

江原が個人主義的な概念化に絡めとられず、社会的行為そのものにこだわり、そのジェンダー秩序を論じたことは、この主体／客体の二分法の認識論ではない領域、もしくはその臨界領域における権力作用を抉り出そうとしたのであろう。この権力作用は、バトラーが述べる「規則によって産出されるアイデンティティ」、「意味付けの実践」として文化的に理解可能な主体を、言語生活の一般的で日常的な意味付けの行為のなかに参入する言説の結果だと捉えることと共通する面があるだろう。

「意味領域の反復実践に参入することは、選択なのではない。なぜなら参入する『わたし』は、つねにすでにその内部にいるからである。言説実践の外側に行為体や現実が存在する可能性はまったくなく、行為体や現実に理解可能性の資格を与えてるのは、ただひとつ言説実践のみである。それゆえ課題は、反復すべきかどうかということではなくて、どのように反復すべきかということである。実際には、反復しつつ、そ

の反復を可能にしているジェンダー規範を、ラディカルな増殖をとおして、どのように置換していくかということである」。[バトラー 1999 259 - 260]

これは、アイデンティティが構築された結果だということともつながるが、それが宿命的に決定されているという決定論や、完全に人工的で任意のものだという自由意志という意味ではない。構築は行為体と対立しているわけではなく、行為体の必須の場面としてあり、行為体が分節化され、文化的に理解可能となる次元なのである。[バトラー 1999 258]

こうした行為体の分節化される過程において、どのように言説実践を反復し、規範を置換していくのか、という場にこそ、自己決定という問いは開かれていく。つまり、江原が問題化した「自己定義権」という女性の経験とその社会的表現形態との裂け目から来る切実な訴えともなる権利は、何も別の新しい観念体系の新しい用語を作ればよいというわけではない。そうではなく、文化的に理解可能となる次元の構築をいかにずらし、置換していくかという実践を考えいかなくてはならないであろう。女性の経験がそれによって矮小化されたり、曲解されたりするのではなく、センが「エージェンシーとしての達成」と述べているように、広い範囲の行為可能性を認識として確保しておく必要があるだろう。それは、江原が述べるような社会的行為者として授権される過程とも重なり合うだろう。

#### 4. エンタイトルメント概念

前章で述べた、行為体（エージェンシー）は、言説実践のなかにおける自己決定という領域の可能性を見ることができる概念である。女性の経験を適切に表現することにエネルギーを費やすより、こうした行為体（エージェンシー）の動きをプロセス（過程）として考察し、なおかつ社会的行為として授権され、社会的介入をしていく契機を見出す概念を考えたい。それが、本章で提唱しようとしているエンタイトルメント概念である。

エンタイトルメントとは、センにおいて飢餓や飢餓の分析に用いられ、邦訳では「権原」と表現される。これは、社会で容認される合法的手段を用いて人々が食料を手にする能力に注目することである。容認される手段には、可能な生産活動や交易機会の利用、国家が関わる権原や他の食料入手方法の利用が含まれる。権

原（エンタイトルメント）アプローチは、食料を含む一連の財に対するそれぞれの人の権原に注目し、十分な食料を含む財の組み合わせに対する権原を失った結果として、飢餓を理解する。[セン 2000 71]<sup>5</sup>

そしてある人間のエンタイトルメントは、人がその地位の人間に開かれた法的に獲得できる一連の異なる財の束を意味し、私的所有権や権限に関わる。[セン 1990A 36]

こうしたエンタイトルメントの定義において問題になるのは、法的な所有権だけではなく、許容されている正当性という広い形式の社会関係のことも関わる、ということである。これは、「認識のエンタイトルメント（Extended Entitlements）」[セン 1989 10-11]と表現され、本稿において使うエンタイトルメントは、主にこの「認識のエンタイトルメント」のことを指している。女性の不平等の現状を表現するのは、法的に正当化された以前のインフォーマルな社会的認識や認知が重要となってくる。

特に正当性の概念は、強固な社会的基盤を持っていて、なかなか置き換えることが困難な場合が多い。センは、女性に関して特に家族における扱いにおいて、家の外における雇用に着目する。女の子供の扱い（栄養面や医療面）は、男性に対する女性の稼ぎの大きさに反映されるという。[セン 1990B 145]

こういった社会的認識の正当性による女性の扱いは、センが述べる女性の「エージェンシー」によってより明確になってくる。センは、女性の「エージェンシー」を「善き生、福祉（well-being）」に対するものとして捉える。どちらも、功利主義や厚生主義の幸福や欲望の達成の心理指標<sup>6</sup>には一致しないものだが、「福祉」は人間の機能（functionings）や、その機能を達成する潜在能力（capability）といった観点から見るものである。しかし、人間はいつもそのように自身の福祉のみに关心を払っているわけではなく、1人の人間が追求するほかの目的もあり、もし、自由に考え、行為する機会があれば追求することに重きを置かれたような目的がある。それが、社会的規則や因習といった正当化した認識枠組みによって隠されてきた女性の「エージェンシー」の側面である。ジェンダーの観点から見ると、より平等な扱いの追求を、これらの認識枠組みが妨げていることがわかる。[セン 1990B 148-149]

このようにして見ると、エンタイトルメントとは、

女性が被っている不平等の現状を浮き彫りにすると同時に、その行為や思考に正当性を与えることを保障する基盤として捉えられるであろう。つまり、そこに女性が「達成する自由」を組み入れることによって、全く別の思考体系を作り上げるわけではなく、かといって現状肯定に留まるのではない世界が開かれていくのである。社会的行為や思考の自由度は、このエンタイトルメント概念に照らし合わせて見ることで初めてわかる。

こうした個人の自由という観点が非常に重要になってくるのであるが、センは、この個人の自由が積極的自由と消極的自由とに区別されることに着目する。「積極的な」観点から見られた自由は、事態のあらゆる側面を考慮した上で、ある個人が達成しうることないし達成しえないことを含む。例として個人が障害を持っているために公園を自由に歩けないことを挙げている。一方、自由の「消極的」見方としては、個人が他の個人に対して（あるいは国家ないし他の制度が諸個人に対して）行使しうる一定の拘束が存在していないこととしている。例として自分が障害者であるためではなく、公園に行くとゴロツキが殴りかかるのでそこを歩けない、ということを挙げて、これが消極的自由の侵害であるとしている。そしてこの両面が社会的事態の相互連関のなかにおいて相互に結びつきあう、というのである。[セン 1991 70-71]

個人の自由は、社会的価値の中心に位置するばかりでなく、社会の所産でもあって、社会のあり方と切り離して論じられない。[セン 1991 84] そこで、こうした生存し続けるという積極的自由と、拘束がないという消極的自由とを並存する自由を思考する必要性があるのである。

こうした自由によって社会のあり方を評価する際、功利主義の伝統などと比較・対照できる。その強調点は、達成すべき自由にではなく、達成された結果における。さらに、功利主義が結果の評価を下したのは、快ないし欲求（いわゆる「効用」）といった何らかの精神的特性の観点からであった。自由そのものは、効用の計算において価値を与えられてはいない。そして内在するパターナリズム（温情主義）の要素があり、それは功利主義が人びとを効用最大化の結果に導き入れるべく社会を組織化し、過ちを犯す自由を含むところのより大きな自由の状態に人びとを委ねることをしない点に認められるものである。[セン 1991 75]

行為が、強固な社会的基盤（ハビトゥスなど）によって認識そのものからして束縛されているのであれば、この「達成する自由」という広い意味の確保があつて初めてそれ以降の議論の展開が望める。つまり、女性がその性と身体ゆえに非常に限られた認識しかされず、自身の認識も限られたものになっているとすると、その強固な社会的基盤とそれによって生存するための財獲得も、女性にとっては限定されたものとなる。そこで、個々人の女性の認識、社会的認識そのものを疑問に付し、行為する女性が失敗や過ちを犯す自由も含めて社会的行為や思考が自由に行える権利をエンタイトルメントとして提唱することが重要となってくるであろう。それは、最低限の生存から、経済合理性に基づいた行為のみではなく、社会参加や自尊心を保つこと、自由な発想や夢なども含めた、考える自由を保障するものもある。

それは、現状肯定に固執するのではなく、社会変容や社会変化を望み、その担い手としての女性の行為を後押しする概念である。これは、バトラーが述べる文化的に理解可能な領域において行為を反復する際、その行為が既存の正当化された認識枠組みにはまりきらない状況も加味している。その境界線上において経験と思考が不協和音を生み出してしまうことも多々ある。更に、時間的猶予がなくては思考し得ない問題も抱えてしまう可能性も多い。

だからこそ、エンタイトルメントは時間を越えて既存の認識枠組みそのものを問い合わせにさらし、女性の行為達成の自由を保障する概念となるのである。前出の女性が、犠牲者像にも自助努力像にも還元されず、自らが社会的行為をする、というその方向性を積極的自由と消極的自由との両面から権利として主張することができる、それがエンタイトルメントで表現するところのものである。

## 5. おわりに

女性の「自己決定」という領域を思考することに端を発した本稿は、そのユートピア的な表現が陥る可能性を見据え、それとは異なるエンタイトルメントという概念を掴むことによって当該女性の抱える状況（不平等や不公正、権利剥奪）を把握し、その状況を開拓することを目指そうとした。自己という超越した主体が数ある選択肢のなかから操作可能なものを選んでいくという合理的で静的で観念的な動作を想定すること

ではなく、行為体（エージェンシー）という現実とともににある動的な概念が、言説実践によって認識や理解といった可能性を開いていく動きを、エンタイトルメントとして表現したのである。社会的行為に焦点を当てるということは、人間の行為、行動、心的現象にまで至るジェンダー秩序が繰り返し再生産されていく绝望的な現象が、その認識を含めた言説実践によって少しずつでも風穴を開けることができていく契機を見いだす可能性に賭けることをも意味している。江原が権力を社会的行為を妨害する規制的力としてではなく、社会的行為を可能にする生産的な力として捉えるように、エンタイトルメントも行為が社会的認識によって束縛されている状況のなかにおいて、「達成する自由」を見出すことでそれを権利運動の方向へと導いていくことができるものとして捉えている。

最初に述べた、ドメスティック・バイオレンスに遭い、子供を抱えて周りに知り合いもいない新しい場所で生活を始め、生活保護を受けようとする女性は、彼女自身の意識の揺れを経験している。役所の福祉課の窓口で言われる、フルタイムで働き、できるだけ生活費を抑え、自助努力をするようにと言われる、その語り口に反発することは、今までの生活、つまり自分の家庭を持ち、暴力を受けた生活からの物理的、精神的移行が容易にはできないことを表していると思う。家庭内の暴力には耐えねばならないという認識からやつの思いで逃れ、専門的サポートを受けながらも新しい生活を始めようとしても、幼い子供を抱えながら一人働く、ということへの移行は容易にはできないことである。

その時に、教条主義的にではなく、揺れる自分を自己肯定し、「達成する自由」として彼女の社会的行為を後押しするエンタイトルメントが重要となってくるであろう。それが、人と人との間にある政治を誘発する契機となる。

バリーは、森崎和江のテクストを読解する試みのなかで、彼女の言語行為の政治性について議論している。「彼女は、全編をとおして、もっとも濃密な情動の表現を、言えないことあるいはかろうじて言い得ることへと結びつけています。——中略——人間科学のもとにおかれた言語の概念、すなわち、ことば、あるいは記号とは、既存の『認識の体制のもとで、妥当性が認知されている意義に結び付けられている参照項』である、という考え方には、和解を与えることを拒否する。

森崎にとっては、ことばに直面するときの苛立ちの感情は、肯定的な価値をもっているのである。というのはそうした苛立ちが、記号の不完全な性質や欠如を充填しないことによって作用する意味生成を曝けだし、欲望と発話にたいする紛うことなき誘因として機能するからである。——中略——意味生成作用と『沈黙とともにう痛みの感情』とのあいだには、力動的な関係が存在している。」[バリー 1996 124]

そして、森崎はこの感情を戦後日本人のくらしにひろく行き渡っている〈感傷癖（ナニワ節）〉に対置しているという。

「感傷的であることとは、自律的な内面性あるいは自由という虚構を永続させながら、私的であることと社会的であることとの背反を強化する、一切のものを意味した。個人的な意思という虚構は、主体性が言説的な編制であり、社会的なものとの弁証法的な関係にあることを、誤認することによって成り立っており、そうした誤認が言説的なものの内部における権力の作用を看過させてしまうことになる。言説的な場は、わたしたちを個人化すると同時に制御する空間もあるのだ。——中略——社会的な責任の場は、個人の不自由 un-freedom の中にこそ見いだされねばならない、という森崎の示唆は、彼女のエッセイを特徴づける、逆説に充ちた、レトリックの源泉のひとつである。それは、とくにテクストの冒頭で現れる〈自分の出生がそのまま罪 crime〉であるというモチーフに際立って現われている。」[バリー 1996 125] <sup>7</sup>

ここで、今一度、最初で引用した竹村の政治と倫理との入り混じる〈わたし〉、つまり個であることに戻りたい。つまり、私的であることと社会的であることの二律背反の陥穰に陥るのではなく、個人の不自由のなかにこそ社会的な責任の場がある、という森崎の逆説的なことばは、決して本稿のエンタイトルメントの「達成する自由」と矛盾するものではない。むしろ、その個人の不自由のなかにこそある社会的責任、ということばから喚起される〈わたし〉こそ、自由な世界へと誘われる存在であろう。

自己決定ということばでは言い表せない様々な「濃密な情動」からくる女性の経験は、了解可能な言説様式によって再度表象されてしまうのではなく、自律した個人の枠内に収まって事足れりというのでもなく、「行為する」という領域において権利として保障されていく方向性に微かに光を見出していくことができるで

あろう。

#### 〈注〉

- 1) ここで生存は、ただ単なる物理的意味においての生存のみではなく、自尊心を保つことや、コミュニティに参加すること、善き生を望むことなどの文化的意味をも含むものである。
- 2) センは私益や動機に関する現代経済理論の特定の単純化に対し、私益とその達成をそれぞれ「福祉」と「優位」と名づける。「福祉」(well-being)は、ひとが実際に成就するもの、すなわち「状態」(being)はいかに「よい」(well)ものであるか、に関わる。[セン 1988 14-15]
- 3) 江原は「権力」を単にネガティブな見方で捉えているわけではなく、相互に「心にかかるふるまい」を行うことを不可欠の条件とする行為としての社会的行為と見ることによって、「権力」をこの社会的行為を妨害する規制的力としてではなく、社会的行為を可能にする生産的な力として把握する。[江原 2001 20]
- 4) ハピトゥスとは、知覚の組織化を含み、「可能なもの」と「可能でないもの」、「考えられるもの」と「考えられないもの」は、吟味に先立って知覚される。江原はブルデューを引用し、「客観的な諸条件の中に記入されている様々な可能性と不可能性、自由と必然、便宜と禁止によって持続的に教化された心的傾向が、当の諸条件と客観的に両立するような、かつこれら条件が要請してくることに言わば予め適応した心的傾向を生み出すのであり、それゆえすべきことをする、つまり拒絶されるものを拒絶し、不可避なことを望む傾きをもった、このような秩序への従属関係が、どんな吟味にも先立って、確率の最も低い実践を考えられぬものという名目の下に排除しているのである」とし、リスクと可能性を計算し、利益を見込むような戦略的なものであると説明する。そしてこうしたハピトゥスに基づく実践が、また社会構造を再生産する実践でもある、という。[江原 2001 74 - 75]
- 5) エンタイトルメントとは、規範的な用い方よりも、叙述的、記述的に用いる。法システムや個人的な環境によって与えられるエンタイトルメントは、必ずしも道徳的保証によって得られるものではない。[セン 1990A 36]
- 6) 功利主義のこうした精神的特性に焦点を当てるやり方は、根強い不平等の状況に順応してしまった場合に引き起こされる、(情報面での) 歪みに関わってくる。度外れの格差や不平等を長期にわたって強いられた犠牲者は、自分たちの運命をまったく逃がれがたいもの、静かで満ち足りた気持ちでもって耐えていくべきものと見なすようになるかもしれない。[セン 1991A 76]
- 7) 森崎は、この〈感傷〉を、広く浸透するイデオロギー的な効果に関連させる。戦後思想における個人の自由を信じること、国民的な合意または透明な伝達の概念が、戦争責任の国民的な免罪をうながしたことを跡付け、バリーはここから森崎が、自律的な個人という近代主義と国民的な無責任の言説とが一体化したことへ挑んでいるとしている。[バリー 1996 125 - 126]

## &lt;引用文献&gt;

- アマルティア・セン、鈴木興太郎訳 1988『福祉の経済学——財と潜在能力』岩波書店 (Commodities and Capabilities, Elsevier Science Publishers B.V., 1985)
- 川本隆史訳 1991『社会的コミットメントとしての個人の自由』『みすず』pp68-87, 1991年1月号、みすず書房 (1990C "Individual Freedom as Social Commitment", *The New York Review of Books*, June 14, pp49 - 54.)
- 池本幸生・野上裕生・佐藤仁訳 1999『不平等の再検討——潜在能力と自由』岩波書店 (Inequality Reexamined, Oxford U.P., 1992)
- 黒崎卓・山崎幸治訳 2000『貧困と飢饉』岩波書店 (Poverty and Famines, ILO Office, 1981)
- A.K.Sen 1989 *Hunger and Public Action* (with J.Dreze), Oxford U.P.
- 1990A "Food, Economics, and Entitlements" in (ed. with J Dreze) *The Political Economy of Hunger, 1. Entitlement and Well being*, pp34 - 51, Oxford U.P.
- 1990B "Gender and Cooperative conflicts", in Irene Tinker(ed.) *Persistent Inequalities*, pp123 - 149, Oxford U.P.
- 1999 *Development As Freedom*, Random House
- ブレッド・ド・バリー、長原豊訳 1996『二つのことば、二つのこころ——森崎和江と言語行為の政治——』『思想 1996年8月号』pp114 - 145 岩波書店
- 江原由美子 2000『フェミニズムのパラドックス—定着による拡散』勁草書房
- 2001『ジェンダー秩序』勁草書房
- 花崎皋平・川本隆史 1998『自己決定権とは何か』『現代思想 1998年7月号』pp44-56 青土社
- Joan W. Scott 1992 "Experience" Feminist Theorize the Political, pp22 - 40 Routledge
- ジュディス・バトラー、井川ちとせ訳 2000『良心がわたしたち皆を主体にする』『現代思想 2000年12月号』pp84 - 103 青土社
- 竹村和子訳 1999『ジェンダー・トラブル』青土社
- マリア・ミース、後藤浩子訳 1998『自己決定——ユートピアの終焉?』『現代思想 1998年5月号』pp141 - 151 青土社
- 竹村和子 2001『セクシャリティの再政治化とフェミニズムの再構築』『上野千鶴子対談集・ラディカルに語れば…』pp247 - 253, 平凡社

(たかはら・さちこ

大阪大学大学院文学研究科・博士後期課程)